

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事業管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種対象者及びその保護者(保護者はA類疾病のみ)
その必要性	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成10年度
⑥事務担当部署	保健福祉部保険健康室健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (羽曳野市医師会) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (医療保険者)								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	接種対象者の年齢等接種要件、接種履歴及び給付支給判定要件を正確に把握する必要があるため								
④使用の主体	使用部署	保健福祉部保険健康室健康増進課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	予防接種法に基づく、予防接種の実施 ・対象者への通知 ・受託医療機関との協議 ・予診票の管理 ・支払い ・事故報告 ・副反応報告 など								
情報の突合	本人からの申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。								
⑥使用開始日	平成29年10月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない () 件 <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	健康管理システムの保守								
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	NECネクサソリューションズ株式会社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。								
⑥再委託事項	上記委託内容と同じ								
委託事項2～5									
委託事項6～10									

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【システムで管理される情報における措置】
 セキュリティーにて入退館管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。
 【文書類における措置】
 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人情報】

①ハイリスク ②宛名番号 ③氏名 ④生年月日 ⑤性別 ⑥住民区分 ⑦年齢 ⑧小学校区 ⑨住所 ⑩世帯番号

⑪住民となった日

【共通項目】

医療機関コード

【各予防接種】

①予防接種区分

(定期接種)

A類疾病 BCG・三種混合・MR・麻しん・風しん・二種混合・日本脳炎・不活化ポリオ
四種混合・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・ロタ・B型肝炎・風しん5期
B類疾病 インフルエンザ・高齢者肺炎球菌

(任意接種)

緊急MR・75歳肺炎球菌・中3・高3相当インフルエンザ

新型インフルエンザ等

②接種区分 ③接種回数 ④請求月 ⑤医療機関 ⑥接種日 ⑦LotNo. ⑧接種量 ⑨他市町村で実施 ⑩自己負担金助成制度

⑪定期外接種 ⑫支払い ⑬ワクチン名 ⑭備考

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、認証を行っている。 ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 	
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発行・失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <p>下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作 ログの記録を行い、一定期間保存している</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【従業者が事務外で使用するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、羽曳野市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。
--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>羽曳野市個人情報保護条例、羽曳野市個人情報保護条例施行規則及び、羽曳野市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。・再委託の禁止又は制限・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止・データの複写・複製の禁止・データの管理義務・作業場所・作業場所における責任体制・作業範囲の明確化・事故発生時における報告義務・立入検査・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去・個人情報の秘密保持義務・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえで、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</p>	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置> 中間サーバーに保存される予防接種情報の副本は、健康管理システムから宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
8. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・委託業者については、「羽曳野市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。 		
10. その他のリスク対策			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	羽曳野市役所総務部総務課 〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号(市役所3階) 電話番号 072-958-1111
②請求方法	羽曳野市個人情報保護条例に基づく、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉部保険健康室健康増進課 〒583-0857 羽曳野市誉田4丁目2番3号 電話番号 072-956-1000
②対応方法	・問合せの受付時に対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 1. ②事務の内容	<p>予防接種法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p>	事前	
令和3年2月26日	I 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法 第9条第1項 別表第1の93の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 	事前	
令和3年2月26日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ 法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号 別表第二の第16の2・17・18・19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2 <p>2 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法19条第7号 別表第二の第16の2・16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の2の2 	<p>1 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2 <p>2 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法19条第7号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 	事前	

令和3年2月26日	(別添1)ファイル記録項目	(任意接種) 緊急MR・75歳肺炎球菌・中3インフルエンザ	(任意接種) 緊急MR・75歳肺炎球菌・中3インフルエンザ 新型インフルエンザ等		
令和4年9月9日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2 2 情報提供の根拠 ・番号法19条第7号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	1 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2 2 情報提供の根拠 ・番号法19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	
令和4年9月9日	(別添1)ファイル記録項目	(任意接種) 緊急MR・75歳肺炎球菌・中3インフルエンザ	(任意接種) 緊急MR・75歳肺炎球菌・ 中3・高3相当インフルエンザ 新型インフルエンザ等	事後	